三まで、字原前山三八五五、三八五六、三八五九、三八六三、三八六五から三八七〇まで、字日影沢三九〇二から三九〇七まで、三九〇八の二、三九一〇の二、三九一一から三九一四まで、三九一七、三九一八の二、三九一九、三九二四、三九二五の一、三九二六、三九二九、三九三〇、三九三四、三九三五の一、三九三七の一、三九四〇、三九四一、字日影一三三五の二、一三三五の四、一三四〇の二、一三六〇、字松原三九四二から三九四四まで、三九四五の一、三九四五の二、三九四六、三九四七の一、三九四八、三九五一から三九五四まで、三九五六から三九六〇まで、三九六四、三九六五の一、三九六八の一、三九六九、三九七〇、三九七一の一から三九七一の三まで、三九七二から三九八〇まで、三九八三、三九八四の一、三九八四の二、三九八六から三九八八まで、三九八九の一、三九九三の一、三九九四から四〇〇四まで、四〇〇六、四〇一〇、四〇一一の二、四〇一二の二、四〇一三から四〇一七まで、四〇一八の二、四〇一九の一、四〇一九の二、四〇二〇、四〇二一の一、四〇二一の二、四〇二二の二、四〇二三から四〇三〇まで、四〇三一の一、四〇三一の二、四〇三二から四〇四三まで、四一八八、字水汲戸四〇四四から四〇四六まで、四〇四八、四〇五〇、四〇五三、四〇五四、四〇六〇の一、四〇六一、四〇六四から四〇六七まで、四〇六八の一、四〇六九、四〇七一から四〇八一まで、四〇八四、四〇八八、四〇九〇の一、四〇九二、四〇九三、四〇九六の一、四〇九七の一、四〇九七の二、四一〇〇の一、字冨士山四一〇二から四一〇四まで、四一〇五の一、四一〇六の一、四一〇七の一、四一〇七の二、四一〇八から四一一九まで、四一二二、四一二三、四一二四の一、四一二五、四一二六、四一二八、四一三二、四一三三、四一三四の三、四一三六、四一三七、四一四〇、四一四二から四一四五まで、四一四七、四一四九、四一五一の一、四一五二から四一五四まで、四一六〇から四一六二まで、字橋詰九七九の一、字三河谷三〇八二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字志加坂三〇二三・三〇三九・三〇四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十八年一月二十八日

経済産業大臣　林　幹雄

別表二補助金等の名称の項中「中小企業経営支援等対策費補助金（グローバル技術連携支援事業、グローバル農商工連携推進事業、ものづくり中小企業・小規模事業者等新事業創造促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業に限る。）、地域産業資源活用支援事業、地域商業自立促進事業、中小企業・小規模事業者連携促進支援事業、中心市街地再興戦略事業、農業成長産業化実証事業、先端農業産業化システム実証事業及びふるさと名物応援事業に係るものに限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（グローバル技術連携支援事業、グローバル農商工連携推進事業、ものづくり中小企業・小規模事業者等新事業創造促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業に限る。）、地域産業資源活用支援事業、地域商業自立促進事業、中小企業・小規模事業者連携促進支援事業、中心市街地再興戦略事業、農業成長産業化実証事業、先端農業産業化システム実証事業及びふるさと名物応援事業及び商店街・まちなかインバウンド促進支援事業（認定中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業に限る。）に係るものに限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十八年一月二十八日

経済産業大臣　林　幹雄

表の委任した予算科目名の欄中「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、革新的ものづくり産業創出連携促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業及び中小企業等による技術シーズの事業化・実用化支援事業のうちシーズ活用研究開発事業に限る。）、地域商業自立促進事業費（地域商業自立促進事業に限る。）、中心市街地再興戦略事業、中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業・小規模事業者の人材確保等支援事業及びカイゼン指導者育成事業に限る。）、ふるさと名物応援事業（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業及び低未利用資源活用等農商工等連携支援事業に限る。）及び商業・サービス競争力強化連携支援事業に限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、革新的ものづくり産業創出連携促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業及び中小企業等による技術シーズの事業化・実用化支援事業のうちシーズ活用研究開発事業に限る。）、地域商業自立促進事業費（地域商業自立促進事業に限る。）、商店街・まちなかインバウンド促進支援事業（認定中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業に限る。）、中心市街地再興戦略事業、中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業・小規模事業者の人材確保等支援事業及びカイゼン指導者育成事業に限る。）、ふるさと名物応援事業（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業、低未利用資源活用等農商工等連携支援事業、小売業者等連携支援事業、ふるさと名物開発等支援事業及びJAPANブランド育成支援事業に限る。）及び商業・サービス競争力強化連携支援事業に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第三項及び第二十三条第四項の規定に基づき、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件及び建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

（照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件の一部改正）

第一条　照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件（昭和五十五年建設省告示第千八百号）の一部を次のように改正する。

第一第一号及び第二号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の一部改正）

第二条　建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件（平成二十六年国土交通省告示第七百九号）の一部を次のように改正する。

第一中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加え、同第一号中「けあげ」を「蹴上げ」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○環境省告示第十一号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十六項の規定に基づき、中部山岳国立公園の特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第五十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年一月二十八日

環境大臣　**大塚**　珠代

第一条第一項中「南安曇郡安曇村」を「松本市」に、「一一一林班から」を「まで、八九林班、九十林班、九八林班から一〇〇林班まで、一〇七林班から」に改める。

第二条中「第十一条第十七項」を「第十一条第十八項」に改める。